

1 あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」

eVTOL 離着陸場等整備に係る調査及び設計業務委託 業務仕様書

1 目的

愛知県では、ドローンや eVTOL 等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」(以下「プロジェクト」という。)を推進している。

プロジェクトでは、2028 年度頃に「将来的な eVTOL (空飛ぶクルマ) の普及を見据え、拠点となる場所において、全国に先立つ社会実装モデルとして、遊覧飛行をはじめとした運航を実現」することをローンチモデルとして設定し、2026 年 1 月には、「県営名古屋空港」にて、eVTOL の離着陸場整備に向けて充電設備等の整備の検討を進める旨を公表した。

本委託業務では、県営名古屋空港における eVTOL の運航に必要な設備の整備に係る調査を行い、整備内容を取りまとめた基本計画を策定するとともに、基本計画に基づき設計業務を行う。

2 期間

契約締結日から 2027 年 3 月 10 日 (水) まで

3 業務に関する全般的な事項

(1) あいちモビリティイノベーションプロジェクト

愛知県は、2024 年 2 月にプロジェクトの今後の取組や方向性を示した「推進プラン」をとりまとめるとともに、2026 年 1 月には、プロジェクトの進捗や課題を踏まえ、「推進プラン」の追補版を策定した。本業務はあたっては、プロジェクトの理解に努めた上で業務を行うこと。

※資料: あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」

- ・愛知県公式サイト (<https://www.pref.aichi.jp/site/nextgeneration-airmobility/>)
- ・推進プラン (<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/494809.pdf>)
- ・推進プラン追補版 (<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/596646.pdf>)

(2) 人員の確保

本業務の実施にあたり、航空機の運航、空港運営に関する知見を有する者及び一級建築士を配置すること。

4 基本条件

(1) 離着陸場施設の整備概要

施設仮称: eVTOL 離着陸場

整備場所: 県営名古屋空港隣接地 (愛知県西春日井郡豊山町)

※守秘義務対象資料として、整備イメージ案を提供するので参照すること。

(2) 本業務の前提条件

- ・整備イメージ案に基づいて調査・設計を行うこと。なお、eVTOL の運航を行うための必要施設や整備場所については、今後関係機関等との協議・調整により、変更が生じる可能性があるため、柔軟に対応すること。
- ・建物の構造上の整備の可否について十分に検証・確認を行うこと。
- ・安全性や耐久性、機能性、経済性、メンテナンス性及びバリアフリー対応等に十分配慮した設計とすること。
- ・調査や設計にあたり、本仕様書に記載されていない事項は、「測量業務共通仕様書（愛知県建設局令和7年10月1日改正）」、「愛知県建築設計業務委託共通仕様書」（愛知県建設局）によるものとする。また、共通仕様書に基づき、「愛知県公共土木設計業務等委託契約約款（愛知県建設局令和7年4月1日一部改正）」及び「愛知県建築設計業務等委託契約約款（愛知県建設局令和7年4月1日一部改正）」を参照すること。さらに、「愛知県建設局」とあるものは、「愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課」と読み替えてこれを準用する。ただし、本業務の特殊性を鑑み、詳細に関しては発注者と協議すること。
- ・業務は提示された条件および適用基準等によって行う。
- ・適用基準等は、国土交通大臣官房官庁営繕部及び愛知県が制定又は監修した基準等の最新版を適用する。

5 業務実施内容

(1) 調査の実施

ア 基本計画の策定

整備イメージ案を踏まえ、事業者や関係機関へのヒアリング等を通じて施設の整備内容及び設計条件をまとめ、基本計画を策定すること。基本計画には以下(ア)から(オ)及びその他必要とされる項目を含めること。なお、策定する基本計画については、イメージパース等を添付し、視覚的にイメージできる形に取りまとめること。

(ア) 全体計画

- ・充電設備や格納庫内の占有する大きさ、配置等、eVTOL の運航を行うための必要施設や整備場所を含むエリア全体の平面図
- ・各エリアにおける整備内容・施設の基本方針

(イ) 設備整備計画

- ・必要諸室及び必要設備のレイアウト及びゾーニング
- ・諸室及び設備・装置の概要【サイズ、数量、機器の性能等基本的な仕様など】

(ウ) 施設改修計画

関係機関へのヒアリングや調査により、既存施設の改修が必要となった場合は当該施設の改修計画を作成すること。

例) 格納庫、待合室、フェンス、入退場パスの管理、共有スペース 等

(エ) 施設運営計画

- ・航空機の運航、空港運営に係る施設運営計画【運航や運営事業の実施体制、充電設備等の運営における事業者支援方法など】

- ・維持管理や運営に必要な対応【業務内容、必要なスタッフ数及び配置など】
- ・施設や設備の維持管理計画【必要なメンテナンスの内容、時期など】

※なお、搭乗までの流れについては、最終的に運航者が既存の空港施設等を利用し判断するため、パターンごとに整理すること。

(オ) 整備スケジュール及び概算整備

- ・概略工程
- ・概算工事費

イ 地質・測量調査

基本設計・実施設計のための地質・測量調査を実施する。なお、県営名古屋空港内の対象既存施設建設時の調査結果等、既存資料を可能な限り活用することとし、県と協議の上、調査項目を要否も含め、検討すること。

測量調査にあたっては、下記に留意すること。

- ・計画地周辺の現地調査を行い、現地状況、地形、地質、近接構造物、地中埋設物及び土地利用状況等を把握して整理する。
- ・現況測量のために、適切な基準点を設け、実施すること。

(2) 基本設計

ア 基本設計

- ・設計にあたっては、「設計業務委託特記仕様書」を参照すること。
- ・受変電設備や充電設備の規格については、想定される eVTOL 機体に適合した規格の設備が整備できるよう必要な設備を設計すること。

【主な業務内容】

- ① 設計諸条件の整理・法令上の諸条件の調査
- ② 基本設計図書の作成
- ③ 概算工事費の検討
- ④ 電気設備計画の作成 等

イ 電気配線工事に係る設計

- ・上記アと併せて、電気配線工事に係る設計を行うこと。設計にあたっては、「設計業務委託特記仕様書」を参照すること。
- ・また、空港における電気配線工事に係る設計は、「空港土木施設設計要領(舗装設計編)(国土交通省航空局 令和7年4月)」を参照すること。

【主な業務内容】

- ① 必要となる電気配管の寸法と諸条件の整理
- ② 電気配管敷設深さ及びルート of の検討
- ③ 敷設に伴う舗装及び土工の撤去・施工計画特記
- ④ 概算工事費の算出

(3) 整備工程表

基本計画で策定した概略工程をもとに、整備工程表を作成すること。

(4) 実施設計

策定した基本設計（電気配線工事に係る設計を含む）をもとに法令等を調査の上、工事に必要な実施設計図書をまとめる。設計にあたっては、「設計業務委託特記仕様書」を参照すること。

【主な業務内容】

① 実施設計図書の作成

② 電気設備工事費の作成 等

③ その他

・詳細の工事費を算出するための積算の作成（着工後に工事が発注図書のとおりに行われているか監理するための工事監理業務委託の費用を含む）

(5) 関係機関との協議資料の作成

県営名古屋空港関係者などの関係機関との打ち合わせや、関係機関向け説明会等に関して、必要な資料及び議事録（記録写真を含む）の作成を行うこと。作成した資料は速やかに県に提出すること。

6 支払対象経費

本業務における支払対象経費は次のとおりとする。

(1) 人件費

専門家への謝金、本事業に従事する従業者に支払われる給与等

(2) 交通費

事業の実施に必要な交通費（電車代、タクシー代等）

(3) 印刷製本費

報告書等の作成、資料等に必要な印刷製本費

(4) 消耗品費

事業の実施に必要な消耗品費

(5) 通信運搬費

事業の実施に必要な通信運搬費（電話代、郵送代等）

(6) 再委託費

一部の事業を再委託する場合の経費

(7) 賃借料

事業の実施に必要な機器等のリース・レンタル料、会場借上料

(8) その他

本事業の実施に必要な物件費であって、上記経費以外に県が必要と認める経費

(9) 一般管理費

上記に掲げた経費を除く、一般管理に要する経費

(10) 技術経費

設計、工事監理等に係る業務報酬基準（国土交通省）に基づく技術料等経費

(11) 消費税及び地方消費税

上記経費に係る消費税及び地方消費税

7 成果品作成部数等

受託者は、業務完了に伴い、以下の通り報告書を提出すること。

(1) 提出書類

① 調査

調査報告書 2部、調査報告書の電子データ 1式

基本計画（全体計画、設備整備計画、施設改修計画、施設運営計画、整備スケジュール及び概算整備費）、業務報告書 2部 電子データ 1式

② 基本設計

設計業務委託特記仕様書の6. 成果物等（1）基本設計に掲げる図書、業務報告書紙媒体（A3判二つ折りに製本）2部、電子納品用媒体（CD-R等）2部

③ 整備工程表

紙媒体（A3判二つ折りに製本）2部、電子納品用媒体（CD-R等）2部

④ 実施設計

設計業務委託特記仕様書の6. 成果物等（2）実施設計に掲げる図書、業務報告書紙媒体（A3判二つ折りに製本）2部、電子納品用媒体（CD-R等）2部

(2) 提出期限

基本計画・調査：2026年7月30日（木）

基本設計：2026年10月15日（木）

実施設計・整備工程表：2027年3月10日（水）

(3) 提出先

〒460-8501

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課モビリティイノベーション推進グループ

8 業務スケジュール（想定）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
(1)	基本計画・調査											完了報告書提出
(2)					基本設計							
(3)								実施設計（整備工程表を含む）				

9 留意事項

(1) 県との協議及び総括責任者等の設置

ア 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。

イ 契約締結後、統括責任者、管理技術者及び業務主担当者について、業務着手時に県に届け出る。なお、委託業務の開始から終了までの間、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

ウ 一級建築士の資格を有するものを統括責任者又は業務主担当者に置くこと。

エ 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

(2) 委託事業者間の連携

愛知県が別に発注する関連事業（プロジェクト推進に係る会議運営及び調査事業等）と連携し、プロジェクト推進に必要な情報についても必要に応じて収集するなど連携すること。

(3) 著作権等の保護

ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用权等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。

イ 成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

ウ 著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議のうえ、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができる。

(4) 情報管理

ア 受託者は、業務の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

イ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

(5) 一括再委託の禁止

委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に承認を得ること。

(6) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

(7) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い等

ア 受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保有しなければならない。

イ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

(8) その他

本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。また、テクリスの登録は任意とする。